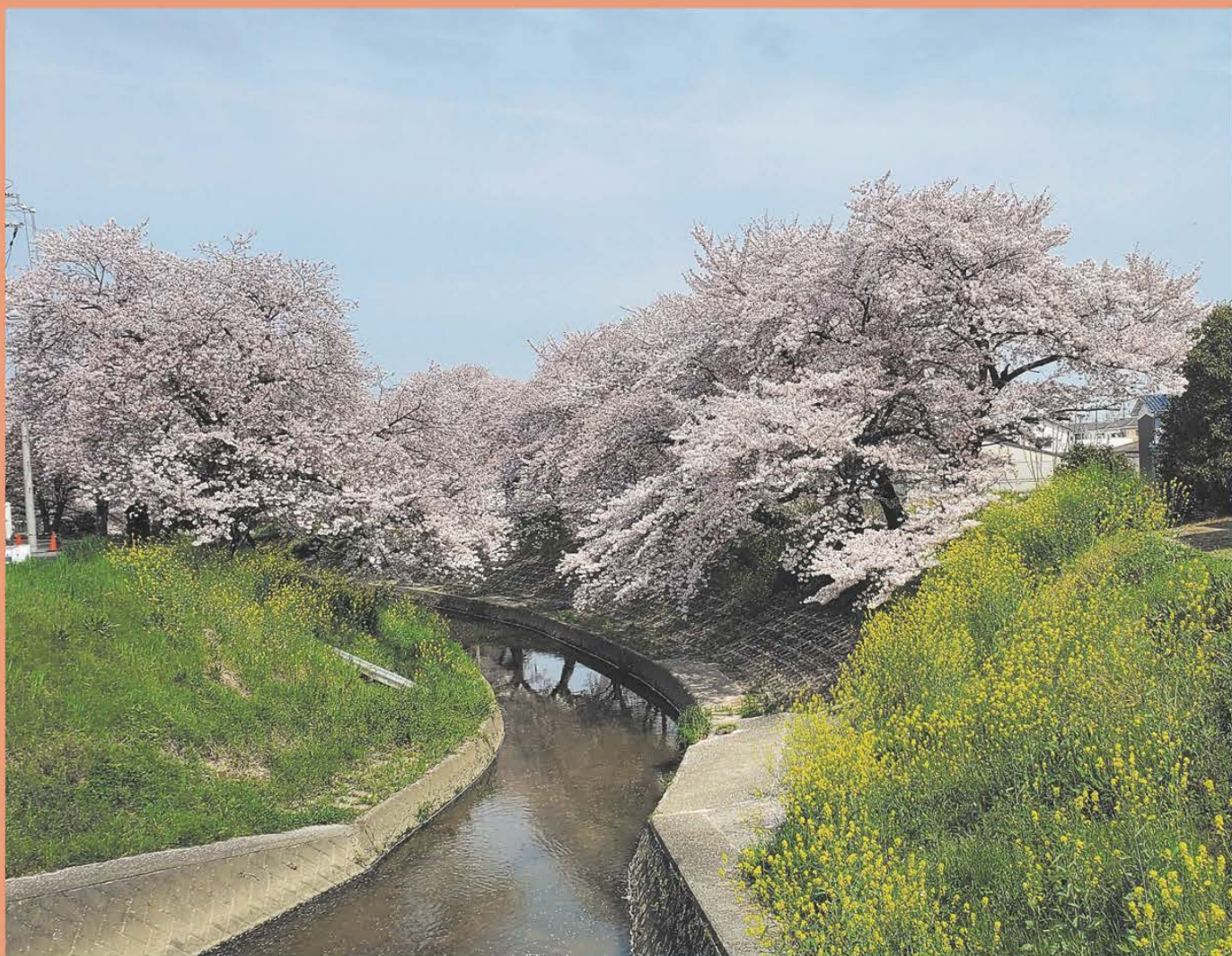


KASHIHARA

Business Press

April
2024 **4**

事業所内皆様でご覧下さい



高取川橋からの桜と菜の花（五井町 令和5年4月2日撮影）

高取川沿いの桜並木。五井町の高取川橋からは桜のピンクと菜の花の黄色が広がり、訪れる方の目を楽しませてくれます。



2024年4月から労働条件明示のルールが変わります

労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されます

明示のタイミング	新しく追加される明示事項
全ての労働契約の締結時と 有期労働契約の更新時	1. 就業場所・業務の変更の範囲
有期労働契約の 締結時と更新時	2. 更新上限（通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容 併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者に あらかじめ説明 することが必要になります。
無期転換ルール※に基づく 無期転換申込権が発生する 契約の更新時	3. 無期転換申込機会 4. 無期転換後の労働条件 併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※同一の使用人との間で、有期労働契約が通算5年を超えるときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換する制度です。

労働条件明示の制度改正のポイント

全ての労働者に対する明示事項	
1 就業場所・業務の変更の範囲の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】	全ての労働契約の締結と有期労働契約の更新のタイミングごとに、「雇入れ直後」の就業場所・業務の内容に加え、これらの「変更の範囲」※1についても明示が必要になります。
有期契約労働者に対する明示事項等	
2 更新上限の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】	有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに、更新上限(有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限)の有無と内容の明示が必要になります。
更新上限を新設・短縮する場合の説明 【雇止め告示※2の改正】	下記の場合は、更新上限を新たに設ける、または短縮する理由を有期契約労働者に あらかじめ （更新上限の新設・短縮をする前のタイミングで）説明することが必要になります。 i 最初の契約締結より後に更新上限を新たに設ける場合 ii 最初の契約締結の際に設けていた更新上限を短縮する場合
3 無期転換申込機会の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】	「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと※3に、無期転換を申し込むことができる旨（無期転換申込機会）の明示が必要になります。
4 無期転換後の労働条件の明示 【労働基準法施行規則第5条の改正】	「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごと※3に、無期転換後の労働条件の明示が必要になります。
均衡を考慮した事項の説明 【雇止め告示※2の改正】	「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換後の賃金等の労働条件を決定するに当たって、他の通常の労働者（正社員等のいわゆる正規型の労働者及び無期雇用フルタイム労働者）とのバランスを考慮した事項※4（例：業務の内容、責任の程度、異動の有無・範囲など）について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※1 「変更の範囲」とは、将来の配置転換などによって変わり得る就業場所・業務の範囲を指します。

※2 有期契約労働者の雇止めや契約期間について定めた厚生労働大臣告示（有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準）

※3 初めて無期転換申込権が発生する有期労働契約が満了した後も有期労働契約を更新する場合は、更新のたびに、今回の改正による無期転換申込機会と無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

※4 労働契約法第3条第2項において、労働契約は労働者と使用者が就業の実態に応じて均衡を考慮しつつ締結又は変更すべきものとされています。

（注）無期転換ルールの適用を免れる意図をもって、無期転換申込権が発生する前の雇止めや契約期間中の解雇等を行うことは、「有期労働契約の濫用的な利用を抑制し労働者の雇用の安定を図る」という労働契約法第18条の趣旨に照らして望ましいものではありません。

詳しい情報や相談先はこちら

- 改正事項の詳細を知りたい → 厚生労働省ウェブサイト → ①
- 無期転換の取り組み事例や参考となる資料がほしい → 無期転換ポータルサイト → ②
- 今回の制度改正や労働条件明示、労働契約に関する民事上の紛争について → 都道府県労働局/監督課、雇用環境・均等部（室）、全国の労働基準監督署 → ③



障害者差別解消法が変わります！

令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます！

令和3年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。

改正後

	行政機関等	事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務 ⇒ 義務

共生社会の実現に向けて

～障害者差別解消法とは～

- 我が国では、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会（共生社会）を実現することを目指しています。
- 「障害者差別解消法」では、行政機関等及び事業者に対し、障害のある人への障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障害のある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて、「共生社会」を実現することを目指しています。
- 令和3年には障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。

不当な差別的取扱い

禁止

- 障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供に当たって場所や時間帯を制限すること、障害のない人には付けない条件を付けることなどは禁止されています。

合理的配慮の提供

令和6年4月1日から事業者も義務

- 障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。
- 障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が示されたときには、負担が重すぎない範囲で対応することが求められます。
- 「合理的配慮の提供」に当たっては、障害のある人と事業者が話し合い、お互いに理解し合いながら共に対処案を検討することが重要です。

【留意事項】

「合理的配慮」の内容は、障害特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なります。

また、障害のある人への対応が「不当な差別的取扱い」に該当するかどうか、個別の場面ごとに判断する必要があります。事業者においては円滑な対応ができるよう、主な障害特性や合理的配慮の具体例等についてあらかじめ確認した上で、個々の場面ごとに柔軟に対応を検討することが求められます！

☆詳しくは内閣府リーフレットをご覧ください

障害者差別解消法が変わります！（リーフレット）

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai_leaflet-r05.html



☆リーフレットで紹介されている例や、ケースごとの考え方など

詳しく知りたい方はこちら

不当な差別的取扱い・合理的配慮の提供に係るケーススタディ集

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/case-study.html>



☆障害者差別解消法の概要や障害特性ごとの「合理的配慮の提供」に関する事例等を知りたい方はこちら

障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト

<https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/>



出典：内閣府 リーフレット「令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます！」より

橿原市からののお知らせコーナー

橿原市から提供いただいた情報を掲載しています。

Information

お知らせ

4/1から各種証明書のコンビニ交付が手軽に・お得に！

マイナンバーカードを利用して全国のコンビニエンスストアなどのマルチコピー機から証明書を取得できるコンビニ交付サービスの手数料を、橿原市では4/1から引き下げました。

窓口交付より
コンビニ交付がお得！

種類	窓口手数料	コンビニ手数料	
		R6/4/1～R7/3/31	R7/4/1～
住民票	300円	100円	200円
印鑑登録証明書	300円	100円	200円
課税証明書(非課税証明書) ※最新年度分のみ(6月中旬に更新)	300円	100円	200円
戸籍謄本(抄本) (全部(一部)事項証明書)	450円	200円	300円
戸籍の附票	300円	100円	200円

※印鑑登録証明書と課税(非課税)証明書は、本人分のみ交付となります。

コンビニ交付は

いつでも

市役所の受付時間外でも
証明書を取得できます！

※証明書によって利用できる
時間は異なります。

どこでも

最寄りのコンビニなどで
取得できるので、
市役所へ来る・窓口で待
つ必要がありません！

かんたん

画面に沿って、
操作するだけ！
簡単に取得できます！

この機会にぜひ、コンビニ交付をご活用ください！

詳細は市ホームページを
ご覧ください



【問合せ】 橿原市役所 市民窓口課 ☎0744-47-2639(平日8:30～17:15)

Recruitment

募集

橿原市くらし応援クーポン券事業(かしはらPAY)の取扱店舗を 引き続き募集しています！

4/5から使用開始する橿原市くらし応援クーポン券(かしはらPAY)の取扱店舗を引き続き募集しています。

特設サイトから詳細を確認のうえ、フォームに入力いただくことで申請可能です。



対象

クーポン券取扱店舗募集要項を遵守できる橿原市内の店舗など
※その他諸条件あり

募集期間 6/14(金)まで



<特設サイト>

かしはらPAY



【問合せ】 コールセンター(店舗向け) ☎050-5530-8899(平日10:00～17:00)

女性会 通信

女性会会員が榎原神宮で清掃奉仕活動!

女性会（会長 岡野恭子）は、3月21日（木）午後1時30分より榎原神宮において清掃奉仕を実施しました。

当日は、女性会会員12名が参加し、奉仕作業に取り掛かる前に参加者全員にて神宮正式参拝を行いました。その後、清掃活動を行い、榎原神宮敷地内の草引きや枯葉集めなどを行いました。榎原神宮を訪れる人々が少しでも心地よい空間となるよう参加者全員で心を込めて清掃活動を行いました。



▲正式参拝の様子



▲清掃奉仕の様子



▲清掃奉仕の様子

● 榎原商工会議所女性会 会員募集中 ●

榎原商工会議所女性会は、会員相互の親睦と企業経営者としての研鑽を積み、地域商工業の振興を図り、社会一般の福祉の増進に資することを目的としています。



会員資格	榎原商工会議所の会員事業所である女性経営者、ご家族の事業を共に支えている方など経営に携わっている女性の方。
会費	入会金 3,000円 年会費 1,000円
主な活動内容	地域交流・活性化事業、セミナー講演会、一泊研修、親睦事業、社会福祉貢献活動
入会方法	榎原商工会議所女性会事務局 (Tel 0744-28-4400) までお問い合わせください。

榎原 YEG 通信

榎原商工会議所青年部 榎原市子ども食堂にお米を寄贈!!

令和6年2月8日（木）、榎原商工会議所青年部の藤原会長と増田委員長は青年部を代表してライスプロジェクト事業で栽培した有機農法米を市内8ヶ所の子ども食堂に寄贈しました。亀田市長に寄贈したお米を寄託し、青年部活動を知っていただくきっかけにもなりました。藤原会長は記者からの取材において寄贈に至った経緯や事業についての質問に答え、「榎原市が子ども食堂への支援に取り組んでいる一助となれば」と話しました。

Young Entrepreneurs Group

※YEGとは商工会議所青年部の略称です。



▲お米を寄贈する様子

榎原商工会議所青年部 役員会を開催!!

令和6年3月6日（水）、榎原商工会議所4階特別会議室に於いて、標記役員会を開催しました。役員会では右記の議案について慎重審議が行われました。

- 議案
1. 令和5年度 榎原商工会議所 青年部事業報告書(案)について
 2. 令和5年度 榎原商工会議所 青年部収支決算書(案)について
 3. イルミネーションinかしはら事業報告書(案)について
 4. その他について



▲挨拶をする藤原会長

事業活動報告 令和6年2月1日（木）～令和6年2月28日（水）

- 2月 3日(土) 奈良県商工会議所青年部連合会 役員会（藤原会長他）
- 2月 3日(土) 奈良県商工会議所青年部連合会 臨時総会（藤原会長他）
- 2月 3日(土) 奈良県商工会議所青年部連合会 会員大会（藤原会長他）
- 2月 7日(水) 榎原商工会議所青年部 役員会（藤原会長他）
- 2月14日(水) 榎原商工会議所青年部 役員予定者会議（森川会長予定者他）
- 2月21日(水) 新規事業委員会（増田委員長他）
- 2月21日(水) 地域活性化委員会（上田委員長他）
- 2月27日(火) 奈良県商工会議所青年部連合会 役員会（藤原会長他）

掲載事業所募集!

事業内容や販路拡大・販路開拓につながる情報など事業所の情報をPRするコーナーです。掲載料無料。ご希望の方は下記まで。お問い合わせ先：榎原商工会議所 広報誌担当 ☎0744-28-4400 E-mail uketsuke@kashihara-cci.or.jp HP https://kashihara-cci.or.jp



メール

藤井株式会社

糸づくりから開発までオリジナル商品をご提案



▲外観

榎原ブランド
「万葉 × 榎原コレクション」に
認定されました。



▲「やまと木綿 SOraGOCOCHI 超吸水タオル」

弊社は、大正 10 年タオル製造業として創業し、蚊帳織物、丸編み生地、経編生地製造と変遷してきました。現在は経編を主体に、ニットで繊維商品及び寝具を製作。短繊維使いのトリコットについては、日本でもトップ企業であると自負しています。糸から縫製まで、すべてを自社で行うことにより発想力の高い商品の開発を実現。柔らかさや、心地よさなどを追求した商品を取り揃えております。新商品の企画・製造も承っております。

所在地 〒634-0831 榎原市曾我町600番
定休日 日曜日 TEL 0744-22-3303
営業時間 8:30~17:30 FAX 0744-23-9667



やまと木綿
SOraGOCOCHI



株式会社ホットスタッフ奈良南

人材確保でお困りではありませんか？



▲店舗外観

当社は、地域密着型の派遣会社です。

奈良県だけの企業様を求職者様にご紹介しています。

その為、求職者様の登録者数NO.1! お取引ささせて頂いている企業様の数もNO.1です。

「人があつまらない」「即戦力が欲しい」「面談の時間がない」などはすべてお任せください。

求職者様の社会保険・雇用保険料・通勤手当なども負担いたします。また、求人掲載費や面談費用なども一切不要です。ご質問等ございましたらお気軽にお問合せください!

所在地 〒634-0006 榎原市新賀町84番地6
定休日 土・日 TEL 0744-33-9800
営業時間 9:00~18:00 FAX 0744-33-9806

労働者派遣事業(派) 29-300217
有料職業紹介事業 29-ユ-300171



業況DIは、コスト増による需要停滞で、悪化続く 先行きは、人手不足と物価高の長期化で慎重な見方

〈令和6年2月度調査結果〉

POINT

- 全産業合計の業況DIは、▲12.9 (前月比▲1.5ポイント)
- 小売業は、消費者の買い控えは継続するものの、好調な百貨店がけん引し、改善した。サービス業は、飲食・宿泊業を中心にインバウンド回復の恩恵を受けるも、人手不足やコスト増が下押しし、ほぼ横ばいとなった。建設業は、公共工事が下支えするも、資材価格の高止まり等で力強さを欠いた。また、製造業は、企業のコスト負担増による設備投資の足踏みを受け、機械器具関係等の需要減で悪化し、卸売業でも、これらの需要減による取引減少で悪化した。
- 物価が高止まりする中、円安や人材確保に向けた賃上げ等、コスト増が重荷となっている。深刻な人手不足や価格転嫁等の構造的な課題も山積しており、中小企業の業況は悪化が続いた。
- 先行き見通し DI は、▲13.6 (今月比▲0.7ポイント)
- 新年度を見据えた人流の増加による個人消費の拡大や、企業の新たな設備投資等の取組みへの期待感がうかがえる。
- 一方、深刻な人手不足による受注機会の損失や、長引く物価高による買い控えの継続など、国内需要の停滞が懸念される。コスト増が継続する中、持続的な賃上げに向けた労務費を含む価格転嫁の推進や生産性向上、人材確保などの対応すべき課題が多く、先行きは慎重な見方となっている。

LOBO全産業合計の各DIの推移



※DI値(景況判断指数)について/DI値は、業況・売上・採算などの各項目についての、判断の状況を表す。ゼロを基準として、プラスの値で景気の上向き傾向を表す回答の割合が多いことを示し、マイナスの値で景気の下向き傾向を表す回答の割合が多いことを示す。したがって、売上高などの実数値の上昇率を示すものではなく、強気・弱気などの景況感の相対的な広がり意味着。DI = (増加・好転などの回答割合) - (減少・悪化などの回答割合)

LOBO調査要領

- ▶ 調査期間 / 2024年2月13日～19日
 - ▶ 調査対象 / 全国の326商工会議所が2,456企業にヒアリング
- | | | | |
|----|---------|-----------|---------|
| 内訳 | 建設業 402 | 製造業 616 | 卸売業 283 |
| | 小売業 495 | サービス業 660 | |
- ▶ 調査項目 / 業況・売上・採算・資金繰り・仕入単価・販売単価・従業員の前年同月比(前年同月と比較した今月の水準)と向こう3カ月の先行き見通し(今月水準と比較した向こう3カ月(当月を除く)の先行き見通し)、自社が直面している経営上の問題など

そのほか、詳しい情報については
<https://cci-lobo.jcci.or.jp> からご覧ください。

奈良の24時間は警備のプロにお任せください

SECURITY
ask

24

施設警備・機械警備・交通警備・イベント警備ほか
多数なケースに対応できます

Building Management by

支店: 大阪・東京・奈良・名古屋



アスカ美装株式会社

本社 橿原市醍醐町296-1 TEL.0744-24-1757 <https://www.asukabiso.co.jp/>

2024年度各種検定試験日程表【榎原商工会議所】



日本商工会議所 統一試験（ペーパー方式） ※2024年度より受験料が改定されています

簿記	回	級	試験日	申込受付期間	合格発表日	合格証書交付日	受験料(税込)	申込方法等
167	1	2・3	6月9日(日)	4月30日(火)～5月8日(水)	7月30日(火)	7月8日(月)	1級:8,800円 2級:5,500円 3級:3,300円	ネット受付
					6月25日(火)	8月19日(月)		
168	1	2・3	11月17日(日)	10月7日(月)～10月16日(水)	2025年 1月7日(火)	2025年 2月3日(月)		
					12月3日(火)	12月16日(月)		
169	2・3	2025年 2月23日(日)	2025年 1月14日(火)～1月22日(水)	2025年 3月11日(火)	2025年 3月24日(月)			

※団体申込(15名以上)は、申込受付期間が上記申込期間の1週間前になります。

※学校や企業が希望する日時と場所で試験を実施できる団体試験(2・3級)(15名以上)もごございます。詳しくは下記までお問合せください。

珠算(そろばん)	回	級	試験日	申込受付期間	合格発表日	合格証書交付日	受験料(税込)	申込方法等
231	1～6	1～6	6月23日(日)	5月20日(月)～5月24日(金)	7月2日(火)	7月29日(月)	1級:2,800円 2級:2,000円 3級:1,800円	窓口 (受付時間) 9:00～17:00 (12:00～13:00除く)
			10月27日(日)	9月9日(月)～9月13日(金)	11月5日(火)	12月2日(月)	4～6級:1,200円	
			2025年 2月9日(日)	2025年 1月6日(月)～1月10日(金)	2025年 2月18日(火)	2025年 3月17日(月)		

日本商工会議所・東京商工会議所 ネット試験 ※2024年度より一部の受験料が改定されています

検定名	受験料(税込)	試験実施日	申込受付期間(一般受付)
簿記(2級、3級)	5,500円 / 3,300円		
簿記初級・原価計算初級	2,200円		
電子会計実務(1～3級) ※1級試験は2024年度は休止	11,000円 / 7,700円 / 4,400円		
リテールマーケティング(販売士)(1～3級)	8,800円 / 6,600円 / 4,400円		
日商プログラミング(EXPERT～ENTRY)	6,600円 / 5,500円 / 4,400円 / 3,300円		
日商PC(文章作成) (データ活用) (プレゼン資料作成) (1級～Basic)	11,000円 / 7,700円 / 5,500円 / 4,400円		
キータッチ2000	2,200円		
ビジネスキーボード	3,300円		
日商ビジネス英語(スコア制)	6,600円		

・インターネットを介して試験の申込、受験、採点、合否判定(成績の確認)まで行う試験です。
・試験の施行日や受付方法については、直接ネット試験施行会場にご確認ください。
試験施行会場(榎原商工会議所管轄)は右記QRコードよりご確認ください。



<日商ネット試験(当所HP)>

東商検定

・試験はIBT方式もしくはCBT方式で行います。
受付方法、施行会場については右記QRコード(東商検定ホームページ)よりご確認ください。
・団体申込(3名以上)を行うには事前登録が必要です。
詳しくは右記QRコード(東商検定ホームページ)よりご確認ください。



<東商検定HP>

検定名	受験料(税込)	試験実施日	申込受付期間(一般受付)
カラーコーディネーター検定試験 (アドバンス)(スタンダード)	7,700円 / 5,500円	【第1シーズン】 6月21日(金)～7月8日(月)	【第1シーズン】 5月17日(金)～5月28日(火)
ビジネス実務法務検定試験(2・3級)	7,700円 / 5,500円	【第2シーズン】 10月25日(金)～11月11日(月)	【第2シーズン】 9月20日(金)～10月1日(火)
ビジネスマネージャー検定試験	7,700円		
福祉住環境コーディネーター検定試験(2・3級)	7,700円 / 5,500円	【第1シーズン】7月12日(金)～8月1日(木) 【第2シーズン】11月15日(金)～12月5日(木)	【第1シーズン】6月7日(金)～6月18日(火) 【第2シーズン】10月11日(金)～10月22日(火)
環境社会検定試験(eco検定)	5,500円		
ビジネス実務法務検定(1級)	9,900円	12月8日(日) ※CBT方式のみ・統一試験	11月5日(火)～11月12日(火)
福祉住環境コーディネーター検定試験(1級)	9,900円	12月15日(日) ※CBT方式のみ・統一試験	



<問い合わせ先> 榎原商工会議所 総務課 〒634-0063 榎原市久米町652-2
TEL 0744-28-4400
(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く 9:00～17:00)
ホームページURL: <https://kashihara-cci.or.jp/>



<検定情報(当所HP)>

貸室のご案内

広さの異なる和洋4つのタイプの貸室をご用意しております。

会議、展示会、研修会など規模や目的に合わせて、ご自由にお選びください。榎原商工会議所会員の皆様は特別価格でご利用いただけます。お申込み方法・料金等について、まずはお気軽にお問合せ下さい。

令和6年3月31日をもって、夜間及び休日(土・日・祝日)貸出を終了させていただきました。
平日営業日(9:00~17:00)はこれまで通りご利用いただけます。
今後ともご愛顧いただきますようよろしくお願いいたします。



■特別会議室
口型固定式(42坪)



■多目的スペース
<レイアウト例>学校式(30坪)



■会議室A
<レイアウト例>口型式(18坪)



■和室
椅子・机を置くことも可能です(7.36坪)

ご利用時間	特別会議室		多目的スペース		会議室A		和室	
	会員	一般	会員	一般	会員	一般	会員	一般
<午前> 9:00~12:00	16,500	33,000	9,900	19,800	6,600	13,200	3,300	6,600
<午後> 13:00~17:00	22,000	44,000	13,200	26,400	8,800	17,600	4,400	8,800
<全日> 9:00~17:00	38,500	77,000	23,100	46,200	15,400	30,800	7,700	15,400

●表の金額が会員・一般の基本料金です。(税込) (2024年4月現在)

●販売行為等その他営利を目的とした利用は、それぞれ基本料金の5割増しとします。●音響設備、プロジェクター等の貸出も行っております(有料)

詳細は当所ホームページ「貸室のご案内」(<https://kashihara-cci.or.jp/kashishitu/>)をご覧ください。→

お問合せ | 榎原商工会議所 総務課 TEL.0744-28-4400 メール uketsuke@kashihara-cci.or.jp



ゐざさ
IZASA



吉野発祥のゐざさの『柿の葉寿司』は、
日本建国の始祖、神武天皇を祀る
榎原神宮献上の品としてお遣いいただいております。

奈良吉野

柿の葉寿司



株式会社 **中谷本舗**

〒631-0011 奈良市押熊町2141-1

●お問い合わせは、下記フリーダイヤルまでお気軽に

0120-234-888

受付時間：午前9時～午後6時



檀原商工会議所「専門家連携協議会」所属の専門家の皆さまから事業所の皆さまのご質問にお答えいただく形で記事提供をいただいております。平素の事業活動に是非ともお役立てください。

ご対応いただいた専門家



アバンセ特許事務所 代表

弁理士

まつ やま のり こ
松山 徳子

〒631-0032 奈良県奈良市あやめ池北三丁目4-4
Tel: 0742-37-3311
Email: avance.pat@zeus.eonet.ne.jp

【プロフィール】

日本弁理士会関西会会員
奈良市在住
檀原商工会議所会員
2005年 特許事務所勤務を経て弁理士登録
アバンセ特許事務所設立

Q 不正競争防止法等の一部を改正する法律が令和6年4月1日から施行されると聞きました。内容について教えてもらえますか？

A 「知財一括法」と呼ばれるもので不正競争防止法だけでなく、商標法、意匠法などの知的財産に関する法律の改正に関するものです。

「知的財産権」とは右の図にあるように、4つの「産業財産権」に著作権法などを加えたものを言います。まず、商標法の改正点についてご説明いたします。ちなみに、特許庁年次報告書2023によると、2022年1年間で、183,000件を超える登録商標が日本で誕生しています。

知的財産権(産業財産権に加えた広い範囲)

産業財産権
■ 特許権(特許法)
■ 実用新案権(実用新案法)
■ 意匠権(意匠法)
■ 商標権(商標法)

- 著作権(著作権法)
- 回路配置権(半導体集積回路の回路配置法)
- 育成者権(種苗法)
- 地理的表示(地理的表示法など)
- 商品表示・商品形態(不正競争防止法)
- 商号(会社法・商法)

(特許庁ウェブサイトより引用)

Q 商標法にコンセント制度が導入されるようですがどのような内容でしょうか。

A 商品名や屋号等、提供する商品やサービスの名称等は特許庁へ商標登録出願を行うことでその名称等が登録され、出願人(商標権者)だけが一定期間、その登録商標を独占排他的に使用することができます。

その主な登録要件(登録に必要とされる条件)の一つに同一・類似する商標がすでに登録されていないことがあります。(商標法第4条第1項第11号) 特許庁から送付される拒絶理由のほとんどがこの要件を満たさない、というのですが、改正により先登録商標の商標権者の同意(コンセント)があり、出所混同のおそれがない場合には登録ができるようになりました。

Q 先の商標権者からすんなりと同意を得られるでしょうか？

A 先登録商標の商標権者は費用と労力をかけて商標登録していますので、無償というわけにはいかないように思います。使用許諾契約に発展する可能性もありますので交渉を行うにはそれなりの準備と戦略を立てて臨む必要があるでしょう。

Q 自分の名前を含む屋号で事業活動していますが、名前を商標登録できますか？

A アパレル業界等、デザイナー名を社名にしたり、ブランド名に使用することがよくあります。しかしながら他者の氏名や名称を含んだ商標は、人格権保護の観点からその他者全員の承諾がある場合に限り商標登録が認められていました。今回の改正により一定の場合に他者の承諾なく登録が可能となりました。

Q 一定の場合とは具体的にはどんな場合ですか？

A 商標登録出願は登録したい商標とその商標をどんな商品又はサービスに使用したいかを指定して行います。これを「指定商品又は指定役務」と呼びますが、商標の使用をする商品または役務の分野について需要者の間に広く認識されている氏名ではないことが条件となります。

Q 広く認識されているかどうかの判断は難しいのですか？

A いわゆる「周知性・著名性」と呼ばれるものですが、個別具体的な判断となり、難しいですね。

また、上述の先登録商標権者の同意を得る、「コンセント制度」にしても当該商標権者を特定し直接交渉することになるのでなかなかハードルは高いですが、商標登録に導く対応策としての選択肢が増えたことは良かったと思います。

Q 続いて意匠法ではどのような改正がされたのですか？

A 「新規性喪失の例外規定」の適用手続きが緩和されました。意匠登録の要件の一つに「新規性」があります。「新規性」とは意匠の内容が出願前に公知になっていないことです。「新規性」を喪失する行為とは、例えばSNSでの新商品発売の発表、展示会への出品、ECサイトへの出品を意匠登録出願前に行うことです。一定の場合は「新規性が喪失していなかったもの」として扱われますが、その証明手続きが緩和され利用しやすい制度となりました。



(特許庁ウェブサイトより引用)

事業所の皆さまのお悩みを募集いたします。専門家の皆さまに聞いてみたいことなどお寄せください。ご質問、事業所名、役職、氏名、連絡先をご記入の上、右記までお送りください。形式は問いません。FAX 0744-28-4430 メール uketsuke@kashihara-cci.or.jp (掲載については事務局にて調整させていただきます。状況によっては掲載できない場合もございます。予めご了承ください。)



融資対象

- 従業員数20人(商業・サービス業は5人)以下の商工業者
- 当商工会議所管内で1年以上事業を営み、税金を完納されている方
- 6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けておられる方

返済期間

運転資金7年以内(据置1年以内)

例…仕入れ、買掛金・諸経費支払・手形決済、給与支払など

設備資金10年以内(据置2年以内)

例…車両購入、工場・店舗改装資金、機械購入資金など

事業用資金に

マル経融資を

ご利用ください!!

融資(貸付)限度額

2,000万円

融資限度額の範囲内で、重複や借り替えの利用もOK。

年金利

運転資金・設備資金 **1.30%**

返済は元金均等月賦返済(残債方式で、利息は減額)

令和6年3月1日現在

※金利は金融情勢によって変化します。詳しくはお問い合わせください。

担保・保証人

不要

信用保証協会による保証も不要

ご用意
いただくもの

- 決算書(直近2期分)
- 確定申告書(直近2期分)
- 金融機関からの借入返済一覧表(事業用、個人用全て)
- 設備資金をお申込みの場合(見積書・カタログ・図面など)
- その他必要に応じて追加書類等

マル経融資(小規模事業者経営改善資金)は、事業所の皆様を金融面からサポートするための公的融資制度で、商工会議所の推薦により、日本政策金融公庫(国民生活事業)から融資を受ける制度です。融資にあたっては、貴社の経営内容をよくお聞きした上での実行となります。内容によってはお断りする場合がございますのでご了承願います。

私たちは自然の恵み、トウモロコシを原料に「環境調和企業」を目指します。



三和澱粉工業株式会社

SANWA CORNSTARCH CO., LTD.

本社・工場

〒634-8585 奈良県橿原市雲梯町594
TEL(0744)22-5531 FAX(0744)22-4177
<https://www.sanwa-starch.co.jp>

建設業部会 建設現場における安全衛生・労災保険の基礎知識と建設キャリアアップシステム対応セミナー

- 日時／令和6年2月22日(木) 18:30～
- 会場名／橿原商工会議所 4階 多目的スペース
- 講師名／社会保険労務士・キャリアコンサルタント・
両立支援コーディネーター 原 祐加氏
(社会保険労務士法人アート・ビジネスブレイン副所長)
- 参加者数／21人

橿原商工会議所建設業部会(部会長：嵯山雅由)主催にて、セミナーを行いました。基本的な建設現場における安全衛生管理体制や必要となる労災保険の基礎知識について、また、昨今話題となっている建設キャリアアップシステムについて分かりやすく解説しました。



▲嵯山部会長挨拶



▲原講師



▲セミナーの様子

参加者の声

マツダ建材株式会社
代表取締役社長
松田 七彦氏



制度について、当社も登録した状態から進められていないところもあり、この度改めて説明を受ける機会となり、受講して良かったです。とても分かりやすい説明で非常に参考になりました。

小規模事業者・中小企業者等の経営支援に関する連携支援事業

- 連携協定機関／橿原市・株式会社南都銀行・大和信用金庫・奈良中央信用金庫・株式会社りそな銀行橿原支店・株式会社京都銀行・株式会社日本政策金融公庫 奈良支店

連携支援機関 支店長交流会

- 日 時／令和6年2月21日(水) 17:30～
- 場 所／橿原商工会議所 4階 会議室A
- 出席者／13名

第1部の懇談会では奈良県産業・観光・雇用振興部 森本部長にご参加いただき、奈良県政の今後の動向と令和6年度予算について説明いただき、その後、意見交換を行いました。また、橿原市より、事業所向けに作成をする事業者支援ガイドブックに関して説明いただきました。第2部の懇親会では、出席者同士の意見交換や情報交換を行いました。連携支援機関同士の連携を深める貴重な機会となりました。



▲支店長交流会の様子

個別経営相談会～経営お悩み相談～

- 日 時／令和6年2月27日(火) 13:00～
- 場 所／橿原商工会議所 4階 会議室A
- 対応相談員／金融相談：株式会社京都銀行
登記に関連する相談：司法書士 中堀 彰人氏
(かしば合同事務所)

事業者が抱える経営課題の解決に向け、金融機関や専門家による個別経営相談会を実施しました。

今回は、金融相談、登記に関連する相談を実施しました。



▲中堀相談員

新入会員のご紹介 ご入会いただき、ありがとうございます!

令和5年12月～令和6年2月(順不同・敬称略) ※加入手続きの際に希望のあった事業所のみ、ご紹介をさせていただいております

氏名(事業所名)	所在地	業種
山谷 拓史(oléno工務店)	生駒郡斑鳩町服部2-4-25	住宅リフォーム業
砂田 真喜子(今井町見晴らし茶屋「ももや」)	橿原市今井町1-5-1	古民家カフェ
松本 圭志(Total Car Produce Low Style)	桜井市大福437-3	新車・中古車販売
村井 啓史(むらい造園)	橿原市上品寺町141-1	造園・土木・石工
須川 敏明(須川設備)	生駒郡斑鳩町目安1-8-41	水道設備

事業所名	所在地	業種
(株)ユー・エス・HIROTA	橿原市久米町531番地1	トランクルーム貸出
奈良県土地改良事業団体連合会	橿原市城殿町459番地	会員向け農業農村整備事業(支援・指導)、 農業農村整備に係る普及啓発
(株)ジェイポート	橿原市内膳町1丁目2-7 ひばりやビル1F	飲食店。おでん屋、居酒屋

会員登録情報に変更はございませんか?

代表者名、所在地ほか、ご登録いただいております会員登録情報に変更が発生しましたら、下記までご連絡をお願いします。変更のご連絡がない場合、当所からの案内等が届かない、又は送付が遅れる場合がございます。お手数をお掛け致しますがご協力の程よろしくお願い致します。

お問合せ・ご連絡先 橿原商工会議所 総務課 TEL.0744-28-4400 FAX.0744-28-4430 Email uketsuke@kashihara-cci.or.jp

お客様の夢と希望をかなえる パッケージを目指して



パッケージに対するニーズは時代と共に変化し、形状や素材等に関しても多岐にわたります。私たちは最新鋭の印刷機械を導入し、様々なメーカーの要望に応え、時には適切なアドバイスを行えるよう日々取り組んでいます。



印刷紙器の製造

オカハシ株式会社

本社・工場 〒634-8510 奈良県橿原市中曾司町555-1
TEL:0744-24-0001代 http://www.okahashi-co.co.jp

オカハシ株式会社

私たち新生は、各種サポーター商品の開発・製造を通して皆様の健康を守り、健康で快適な生活を応援します。

- 充実の製造体制
- 高品質の徹底追求
- 独自の商品開発力
- 実績と信頼



ひざサポーター

腰ベルト

包み込むやさしさ、動くよろこび



株式会社 新生

〒634-0044奈良県橿原市大軽町360 TEL.0744-27-4021
https://www.kkshinsei.com/

低価格で工場・倉庫を建てたい方へ

土地探しから、工場・倉庫建築に関することなら、なんでも相談ください



- ① 低価格での建築提案
創業100年の技術力を活かし、低コストで建築できるようご提案いたします
- ② スピード対応
土地探しから補助金取得までお客様のご要望に合わせてスピーディーにサポートいたします
- ③ 短工期での施工が可能
在来よりも約50%工期を短縮しております

今話題のシステム建築で
高品質・大空間を実現します!



奈良県でNO.1を目指す工場・倉庫建築プロ集団
工場・倉庫本舗

0744-35-9005

工場倉庫本舗 検索



株式会社 崎山組 奈良県橿原市南八木町2丁目3-35

https://koujo-soukohonpo.com/

貴社の印刷物にも
お試ください。



抗菌ニスコーティングで印刷物に安心安全を+



パンフレット・チラシ・ホームページの企画から印刷・製作までトータルサポート

株式会社 **アイプリコム**

本社 〒634-0812 奈良県橿原市今井町3-2-5
事業所 〒636-0246 奈良県磯城郡田原本町千代360-1
☎0744-34-3030 https://www.airpicom.co.jp



令和6年度の雇用保険料率について



※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

令和6年度の雇用保険料率

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

～令和5年度と同比率です～

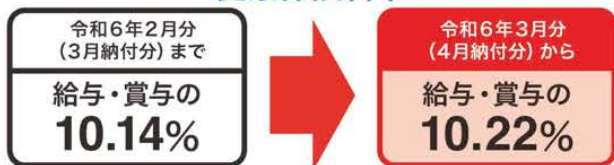
負担者 事業の種類	①労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	②事業主負担	失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険 二事業の保険料率	①+② 雇用保険料率
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・※清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

全国健康保険協会 奈良支部 からのお知らせ

協会けんぽ奈良支部の加入者・事業主の皆さまへ

令和6年3月分(4月納付分)より協会けんぽの保険料率が変わります

健康保険料率



介護保険料率



※任意継続被保険者の方は、令和6年4月分(4月納付分)から変更となります。
 ※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。
 ※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

全国健康保険協会 奈良支部
協会けんぽ

〒630-8535 奈良市大宮町7-1-33 奈良センタービル4階
TEL: 0742-30-3700 (代表・自動音声案内4番)

会員サービスのご案内

メールによる情報提供サービス

橿原商工会議所では当所主催の講習会の開催情報や、各関係省庁の情報等をお届けする「メールによる情報提供サービス」を行っております。会員様限定・登録は無料です。皆様の経営にお役立てください。

■ 配信内容

- 当所主催のセミナー・相談会・商談会・交流会等の開催情報、各種事業のご案内
- その他当所のサービス
- 補助金・助成金・支援金のご案内
- 各関係省庁の各種情報 等

※現在ご登録いただいています事業所様でメールアドレスの変更がございましたら下記お問合せ先までご連絡ください。

情報提供をご希望の方は
 ● 事業所名 ● メールアドレス
 ● ご担当者名 ● 連絡先
 を下記申込メールアドレスまでお送りください。



申込・お問合せ先 橿原商工会議所 総務課 ☎ 0744-28-4400 ✉ info@kashihara-cci.or.jp

わたしたちは予防医学を行い急性期医療から回復期リハビリテーション在宅医療と介護福祉においてトータルなケアを行っています。

社会医療法人 平成記念会

MEISEI 平成記念病院

合説・催事ブースデザイン・売場装飾・竣工写真撮影

Print & Web DESIGN **Graphic Planning**
Create value in the future

※諸状況により予定が変更となる場合があります

日(Sun)	月(Mon)	火(Tue)	水(Wed)	木(Thu)	金(Fri)	土(Sat)
31	1 ●経営相談窓口	2 ●経営相談窓口	3 ●経営相談窓口 ●青年部役員会 ●青年部 役員予定者会議	4 ●経営相談窓口	5 ●経営相談窓口	6
7	8 ●経営相談窓口	9 ●経営相談窓口	10 ●経営相談窓口 ●異業種交流事業委員会 ●源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限	11 ●経営相談窓口	12 ●経営相談窓口	13
14	15 ●経営相談窓口	16 ●経営相談窓口	17 ●経営相談窓口 ●青年部通常総会	18 ●経営相談窓口	19 ●経営相談窓口 ●女性会役員会	20
21	22 ●経営相談窓口	23 ●経営相談窓口 ●申告所得税及び復興特別所得税の振替納付日	24 ●経営相談窓口 ●金融審査会	25 ●経営相談窓口 ●女性経営者ビジネス研究会	26 ●経営相談窓口	27
28	29 昭和の日	30 ●経営相談窓口 ●消費税及び地方消費税の振替納付日(個人事業者)	1	2	3	4

ハローワーク求職者情報



4月号

■お問合せは、ハローワーク大和高田へ

TEL.0745-52-5801 担当/職業紹介部門 西川

※令和6年3月5日現在
ハローワークに登録
されている人の一例です

No	希望職種	希望収入	希望勤務時間	学歴	希望勤務地	職歴(最新▶旧)・免許・資格
1	建設機械運転工(重機オペレーター)・貨物自動車運転	40万	8:00~18:00	中学	奈良県	長距離運転手6年6ヶ月、引越業務17年/資格:玉掛技能者、フォークリフト運転技能者、小型移動式クレーン運転技能者、車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び掘削用)運転技能者、車両系建設機械(解体用)運転技能者、大型自動車免許、牽引
2	自動車整備・修理工	25万	不問	専修・専門	奈良県	トラックのディーラーでの自動車整備士3年9ヶ月/資格:二級自動車整備士
3	食品製造・一般事務	1000円	9:00~16:00 1日5時間程度週4日程度	大学	奈良県	食品製造4年
4	検品・包装等	15万	9:00~17:30	高校	橿原市近隣	入浴剤の検品3年半、発砲スチロールの製造工場での梱包等4ヶ月
5	倉庫作業員・機械組立設備オペレーター・製造	25万	8:30~18:00	高校	奈良県	携帯電話の組立、検査20年
6	ビル設備管理員	25万	不問	高校	奈良県・大阪府	電子機器の装置オペレーター32年
7	消防設備管理	不問	8:30~17:30	専修・専門	奈良県・大阪府	消防設備会社(火災報知器)での設備工事やメンテナンス16年11ヶ月/資格:消防設備士、消防設備点検資格者
8	工場業務員(製造)	25万	8:00~18:00	高校	奈良県・大阪府	自動車メーカーや重工企業への供給部品の金属加工5年5ヶ月/資格:フォークリフト運転技能者、自動二輪車免許
9	ネットワークの構築	40万	不問	高等学校 専攻科	奈良県・大阪府	ネットワーク構築15年、ケーブルテレビの営業6年
10	製造・機械オペレーター	28万	8:00~17:00	高校	奈良県	車部品の加工・製造・検査5年、アルミ製品の製造・加工2年/資格:フォークリフト運転技能者、玉掛技能者、小型移動式クレーン運転技能者

タネまで食べられる ピノ・ガール

タネまで食べられるスイカが、スイカが大好きな女の子の笑顔に、さらさらと溶けていく。まるで、スイカの女王様。スイカを食べて、笑顔になる。スイカを食べて、笑顔になる。スイカを食べて、笑顔になる。

ナント種苗株式会社

すべてはニッポンの農業のために
すべてはニッポンの食卓のために

「橿原ビジネスプレス(かしはら商工ニュース)」で
貴方の会社をPRしませんか。(発行部数1,850部)

広告を募集しています

橿原商工会議所 広報誌「橿原ビジネスプレス(かしはら商工ニュース)」は、毎月1,850部発行し、会員事業所をはじめ、官公庁、各地商工会議所、金融機関などに配布しています。

貴社の広告を広報誌誌面に掲載し事業PR等にぜひご利用ください!

広告の申し込み・橿原商工会議所
お問い合わせは TEL.0744-28-4400 FAX.0744-28-4430

人々に親しまれるヘルスケアカンパニーへ ～ Familiar with People 2030 ～



生命の輝きを何よりも大切にしたいから 私たちの挑戦はこれからも続く

「事業を通じ国民の保健衛生に貢献する」

創業75年。この社是のもと、私たち佐藤薬品工業は、創業以来、医療の発展と人々の健康への奉仕に尽力してまいりました。
そして幾多の困難を乗り越えながら、国内屈指の医薬品受託加工会社として確固たる地位を築き、現在もさらなる飛躍発展を続けております。

 **佐藤薬品工業株式会社**

〒634-8567 奈良県橿原市観音寺町9-2
TEL.0744-28-0021(代) FAX.0744-28-0030

